

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】「骨太の方針」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び
実行計画 2023 改訂版」を閣議決定

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府が2023年6月16日に閣議決定した、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（「骨太の方針」）（※1）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（※2）において、退職所得課税制度等の見直しや、iDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革等が盛り込まれましたので、ご案内いたします。

※1 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（「骨太の方針」）

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf

※2 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf

1. 「骨太の方針」に盛り込まれた内容

年金制度に関連する項目としては、以下が挙げられます。

<第2章 新しい資本主義の加速>

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と、「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

(家計所得の増大と分厚い中間層の形成) (5、6 ページより一部抜粋)

2,000 兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、iDeCo の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引き上げについて 2024 年中に結論を得るとともに、NISA (少額投資非課税制度) の抜本的な拡充・恒久化、金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」を実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。

< 第 4 章 中長期の経済財政運営 >

2. 持続可能な社会保障制度の構築

(社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進)

(39、40 ページより一部抜粋)

勤労者皆保険の実現、年齢や性別にかかわらず働き方に中立的な社会保障制度の構築に向け、企業規模要件の撤廃など短時間労働者への被用者保険の適用拡大、常時 5 人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消等について次期年金制度改正に向けて検討するほか、いわゆる「年収の壁」について、当面の対応として被用者が新たに 106 万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせない取組の支援などを本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

2. 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」に盛り込まれた内容

年金制度に関連する項目としては、主に以下が挙げられます。

< Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」 > (一部抜粋)

(6) 成長分野への労働移動の円滑化

②退職所得課税制度等の見直し (12 ページ)

退職所得課税については、勤続 20 年を境に、勤続 1 年当たりの控除額が 40 万円から 70 万円に増額されるどころ、これが自らの選択による労働移動の円滑化を阻害しているとの指摘がある。制度変更に伴う影響に留意しつつ、本税制の見直しを行う。

個人が掛金を拠出・運用し、転職時に年金資産を持ち運びできる iDeCo につい

て、拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、来年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

③自己都合退職に対する障壁の除去（12ページ）

民間企業の例でも、一部の企業の自己都合退職の場合の退職金の減額、勤続年数・年齢が一定基準以下であれば退職金を不支給、といった労働慣行の見直しが必要になりうる。

その背景の一つに、厚生労働省が定める「モデル就業規則」において、退職金の勤続年数による制限、自己都合退職者に対する会社都合退職者と異なる取扱いが例示されていることが影響しているとの指摘があることから、このモデル就業規則を改正する。

< VII. 資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成 >（一部抜粋）

1. 資産所得倍増プランの推進

(3) NISA 制度（56ページ）

②NISA の手続の簡素化

デジタル庁と連携を図りつつ、マイナンバーカードの活用も含め、NISA・iDeCo の口座開設の簡素化を検討する。

(4) iDeCo 制度（56、57ページ）

①iDeCo 制度の改革

iDeCo 制度は、個人が加入し、加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用するものであり、中間層を中心とする層で活用され、家計の資産所得の増加に貢献している。

高齢者の就業機会確保の努力義務が70歳まで延びていること、働き方やライフスタイルが多様化していることに留意し、老後に向けた家計の資産形成の更なる環境整備が求められていることから、iDeCo 制度の改革を実施する。

②iDeCo の加入可能年齢の引上げ

働き方改革によって、高齢者の就業機会確保の企業の努力義務が70歳まで延びていること等を踏まえ、iDeCo の加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、来年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

③iDeCo の拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

iDeCo の拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、来年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

(12) 顧客本位の業務運営の確保 (59ページ)

金融事業者や企業年金制度等の運営に携わる者について、横断的に、顧客等の利益を第一に考えた立場からの取組の定着や底上げを図る必要がある。金融事業者や企業年金関係者に対して、顧客の最善の利益を勘案しつつ業務を遂行すべき旨の義務を規定する、金融商品取引法等の一部を改正する法律案を、国会に提出したところ。顧客本位の業務運営の確保に向け、必要な取組を進める。

2. 資産運用立国に向けた取組の促進 (59、60ページ)

機関投資家として家計金融資産等の運用を行う、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化を強力に推進すべく、資産運用立国の実現に向けた取組を行う。具体的には、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化やスチュワードシップ活動（企業との対話）の実質化、国内外の資産運用会社の新規参入の支援拡充・競争促進、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じて、資産運用業等を抜本的に改革する。

我が国の運用セクターを世界レベルにするため、これらの取組を含む具体的な政策プランを新しい資本主義実現会議の下で年内にまとめ、国内外への積極的な情報発信を含めた必要な対応を進める。

<参考>

2023年5月18日メルマガ 「三位一体の労働市場改革の指針」の公表について

(第18回新しい資本主義実現会議)

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n358_nenkin_magazine_20230518.pdf

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp